○農林水産省告示第百八十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、平成十六年九月三十日農林水産省告示第千七百七十八号（租税特別措置法施行令第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

表滋賀食肉センター地方卸売市場の項の次に次のように加える。

羽曳野市立南食ミートセンター	大阪府羽曳野市向野二丁目四番十四号

○農林水産省告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県南陽市太郎字北子沢二二七〇の一四から二二七〇の二四まで、二二七〇の二六から二二七〇の三一まで、二二七〇の三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県南陽市池黒字駒ヶ沢二〇八八の一、二〇八九の一、二〇九〇から二〇九五まで、字蛇見沢二〇九七から二一〇三まで、字大乱二一二二、字中沢口二〇九六、字東藤面沢二一一八から二一二一まで、字立石二一〇六から二一一七まで、字焼之平二一二三から二一三五まで、二一三六の一、二一三七、字東稗田二一三九の二から二一三九の一七まで、二一九の一九から二一三九の二一まで、漆山字舘石二八七五、二八七六、字上立石三八四八から三八五一まで、字東大沢二一　三八四五の二、三八四六の一、三八四七の一、三八四七の三から三八四七の五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　山形県南陽市和田字舘下六八四、六八五、六八六の一、六八六の二、六八六の四から六八六の七まで、六九〇、六九七の一、六九八から七〇〇まで、七〇六の一、七〇七、七〇八、七〇九の一、七〇九の二、七一〇から七一六まで、字七曲七一七の一、七一七の二、七一七の四、七一七の五、七二二から七四二まで、七三二の乙、七三四の乙、七三六の乙、字舘山一　一八〇〇から一八二二まで、字舘山二　一八二三から一八二九まで、一八二九の一、一八三〇の一、一八三〇の二、一八三〇の乙、一八三一、一八三二、一八三三の一、一八三三の二、一八三四から一八三六まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び南陽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町女形谷六二字南ヶ谷一の一、一の二、二から四まで、五の一から五の三まで、六、七、八の一、八の二、九の一、六三字岩ヶ谷一から四まで、五の一、五の二、六から九まで、一〇の一から一〇の七まで、丸岡町伏屋三九字平林谷一の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

丸岡町女形谷六二字南ヶ谷二、丸岡町伏屋三九字平林谷一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福井県小浜市下根来二四号先引谷二の一、三から一〇まで、一一の一、一二から一五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下根来二四号先引谷一三から一五まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び小浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町瀬戸一三四字懸ノ平二七、二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）